

令和2年3月25日
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

第1条

第41条第1項中「この約款をいつでも」を「次の各号のいずれかに該当すると認める場合に、いつでもこの約款を」に改め、同条第1項に次の2号を加えます。

- (1) 約款の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性に照らして合理的なものであるとき

第2条

第41条第3項を次のように改めます。

- 3 当社は第1項に規定する約款を変更する場合について、予め（約款について重要な変更を行う場合については14日前まで）約款を変更する旨及び変更後の約款の内容と適用開始日を当社ホームページ等にて告知するものとします。

第3条

別表第1 3. 電気施設飛島ふ頭南冷凍コンテナ用コンセント（飛島南冷凍コンセント）

の項設備容量の欄中 「三相 220 ボルト 50 アンペア
三相 440 ボルト 30 アンペア」 を「三相 440 ボルト 30 アンペア」

に、同項数量の欄中「140 個」を「135 個」に改めます。

附 則

この一部改正は、令和2年3月25日から施行します。ただし、第1条及び第2条の規定については、令和2年4月1日から施行します。